

社長との記載があるもの（以下「第1寄附」という。）、寄附年月日が平成[]年[]月[]日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額[]円、記載住所は[]、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第2寄附」という。）、寄附年月日が令和[]年[]月[]日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額[]円、記載住所は[]、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第3寄附」という。）、それぞれが記載されている。

(3) 法人登記によれば、寄附者甲は、水道関連工事などを手がける[]株式会社（以下「乙株式会社」という。）の代表取締役である。

第1～第3寄附の当時、乙株式会社の本店所在地は、ひらく会の収支報告書における寄附者甲の寄附者住所として記載された住所と同一の地番である。

また、寄附者甲の住所は、同じ法人登記によれば、乙株式会社の本店所在地とは異なる地番である。

(4) 市長が企業団の企業長を務めている間、乙株式会社取手支店は、企業団発注の排水管布設替工事を、平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧[]）、平成30年7月4日執行分（別紙入札結果一覧[]）、令和元年10月23日執行分（別紙入札結果一覧[]）、令和2年9月29日執行分（別紙入札結果一覧[]）、令和3年2月16日執行分（別紙入札結果一覧[]）、5回工事を受注している。

(5) 寄附者甲は会社を代表して契約行為を行う代表取締役であり、ひらく会の収支報告書の住所欄は寄附者甲個人の住所ではなく、会社本店の住所地が記載されている。よって、一連の寄附は個人名目となっているが、実体は会社としての寄附である。これは、条例第4条第5号前段にある企業からの寄附に該当し、受注業者から市長への税金の環流とのそしりを免れない。

(6) 寄附者甲は、乙株式会社が企業団から平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧[]）の工事を落札して間もない平成[]年[]月[]日に寄附をしており（第1寄附）、この寄附は政治的・道義的に重大な疑義のある「受注の謝礼」と推認できる。よって、条例第4条第5号後段にある「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」に該当する。

3 調査の方法

当審査会では、条例第11条第2項の規定に基づき、次の各当事者に対して文書により調査を依頼し、また公開されている情報を取得し、各当事者からの回答および公開情報を踏まえ、当審査会として議論した。

なお、当審査会の調査は、いわゆる捜査とは異なり、調査に対する回答が義務付けられているものではないものの、当審査会の調査に必要な範囲で行ってい

るものであり、当審査会として判断するために必要なものであるとして、可能な限りの協力を要請した。

(文書による調査を依頼した者)

- ア 取手新時代をひらく会 (代表：藤井信吾市長)
- イ 寄附者甲
- ウ 乙株式会社
- エ 茨城県南水道企業団 (企業長：藤井信吾企業長)

4 調査結果 (結論)

当審査会において調査した結果、本件調査請求に係る案件は、条例第4条第5号前段及び後段のいずれの政治倫理基準にも抵触するとはいえないと判断する。

5 調査結果 (本文)

(1) 明らかな事実

登記簿上の乙株式会社の本店所在地は令和3年3月末日までは

、同年4月1日からは

が乙株式会社の本店所在地となり、登記簿上の寄附者甲の住所は

である。

乙株式会社の支店である乙株式会社取手支店は、茨城県南水道事業団 (以下「事業団」という。) の工事 (入札方法はすべて指名競争の方法による。) につき、別紙入札結果一覧の番号1～26に入札し、うち、を落札した。

企業団では予定価格が5000万円以上の工事については一般競争入札とされるが (茨城県南水道企業団水道事業会計規程第100条の2)、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会 (委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等 (専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係 (2)・2 次長の専決事項 工事請負関係 (2)・3 課長の専決事項 工事請負関係 (1)) となっている。

(2) 第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に抵触するとの請求について

ア 第1～第3寄附が乙株式会社からの寄附に該当するか

(ア) 条例第4条第5号前段の寄附主体

条例第4条第5号前段は「政治活動に関して会社その他の団体(政党及び政治団体を除く。)から寄附を受けないものとし」と定め、寄附を行う主体につき「会社その他の団体」と定義している。

この点、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)では、第2条第1項で「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」として国民個人の自発的意思の抑制をしないことを基本理念とし、この基本理念を受けて法第22条第1項が「個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない。」と定め同一のその他の政治団体に対する寄附を年間150万円まで許容している。

条例の上位法である法が法第22条第1項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していること、条例第4条第5号前段では明文で「会社その他の団体」と限定し会社その他の団体ではない自然人を除外していることから、条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解される。

(イ) 乙株式会社が第1～第3寄附を行ったか

条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指すことから、条例第4条第5号前段違反となるためには、第1～第3寄附を会社その他の団体である乙株式会社が行った必要があるため、本件につき検討する。

乙株式会社は、当審査会の調査に対して、会社としての寄附を行っておらず、法人会計処理としてもひらく会に対して寄附を行っていないことを、法人としての決算報告書及び総勘定元帳を添付の上で回答している。

それによれば、乙株式会社は、平成28年10月1日から平成29年9月30日まで、及び平成30年10月1日から令和元年9月30日までの各期において、一定額の寄附金をそれぞれ支出しているものの、その支出先は公益財団法人や特定非営利活動法人に対するものであり、いずれもひらく会を含む政治団体や資金管理団体に対するものではなかった。

次に、寄附者甲は、当審査会の調査に対して、個人的な寄附であること、また、寄附者甲自身の個人資産から、私的な応援の意図をもって寄附をしたと回答している。

そして、ひらく会は、当審査会の調査に対して、寄附者甲からの寄附が政治活動の支援の一環であるとの理解の下、個人からの寄附として認識し、収支報告書に記載した旨を回答している。なお、寄附金を受領した際の寄附者甲の住所の確認について、寄附者甲への確認の際、領収証の送付先並びに連絡先として乙株式

会社の住所を聴取し、その住所を収支報告書に記載したとのことであるが、現在、寄附者甲の自宅住所を把握したことから、収支報告書の記載事項の訂正を茨城県選挙管理委員会に対し届け出る予定であると併せて回答している。

ひらく会の回答によれば、ひらく会の事務手続において、寄附者甲の住所に係る確認を欠いた点があることは否定できないものの、前述のとおり乙株式会社の財務会計処理においてひらく会に対する寄附が行われていないことが確認されていることに加え、寄附者甲からの回答もあわせて考えると、ひらく会の収支報告書において乙株式会社の住所が記載されていることのみをもって、直ちに乙株式会社による寄附、すなわち企業からの寄附と判断することはできない。

このことを踏まえると、第1～第3寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄附」に該当するとは認められない。

なお、調査請求人は、当該寄附が受注業者から市長への税金の環流である旨を主張するが、第1～第3寄附を会社その他の団体である乙株式会社が行ったものではないことから、税金ないし水道使用料収入の環流とも認められない。

イ 第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるか

前述のとおり条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解されるが、念のため、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるかを検討する。

この点、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるためには、乙株式会社の会社資産と寄附者甲の個人資産とは明確に区別されているため第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたということ、または寄附によって乙株式会社が工事受注に有利になったなどの乙株式会社が工事を落札したと寄附との関連性が明らかに認められることなどの特段の事情が必要と解される。

(ア) 乙株式会社資産からの直接支出の有無

前述のように、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという証拠はない。

また、寄附者甲からも第1～第3寄附の寄附金は寄附者甲個人の資産から支出したとの回答があり、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという事実は認められない。

そして、収支明細書の寄附者甲の住所として乙株式会社の所在地が記載されていた点につき、ひらく会からの当審査会に対する回答では、寄附金を受領した際に寄附者甲の住所を確認せず、後に領収書の送付先を寄附者甲に聞いたところ会社住所を送付先として指定されたため確認不足のまま収支報告書に会社住所を記載したとのことである。

ただし、収支報告書に記載すべき住所として、自宅住所を回答したと記憶していると寄附者甲は当審査会に対して回答している。

ひらく会が寄附者甲の住所記載の正確性を欠いていた事実はあるものの、第1～第3寄附につき乙株式会社が直接支出したとの事実が認められないため、住所の記載のみをもって第1～第3寄附につき乙株式会社が行ったとの認定をすることまではできない。

なお、寄附者甲は乙株式会社の代表取締役として乙株式会社から給与等の形式で収入を得ているが、会社から給与等を得てそれを原資として寄附を行った場合まで実質的に会社の寄附とみなすとすれば、会社から収入を得ている自然人が寄附を行った場合はすべて会社の寄附となってしまうこととなり、法第22条1項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していることと相反するため、妥当でない。

(イ) 乙株式会社が事業団の工事を落札したことと寄附との関連性の有無

a 第1～第3寄附と企業団の工事の関係性

調査請求人は、乙株式会社が事業団の工事のうち別紙入札結果一覧の[]、[]、[]を落札し、乙株式会社の代表取締役である寄附者甲がひらく会に第1～第3寄附をしたことを理由として調査請求を行っているため、第1～第3寄附と企業団の工事受注の関係について検討する。

b ひらく会の代表である市長が受注選定に関与するか

別紙入札結果一覧の[]、[]、[]、[]、[]はいずれも工事の予定価格が5000万円以上ではないため、指名競争入札の方法によって入札が行われているが、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等(専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係(2)・2 次長の専決事項 工事請負関係(2)・3 課長の専決事項 工事請負関係(1))となる。

別紙入札結果一覧の[]、[]、[]、[]の業者選定につきいずれも最終決定権者は企業長である市長ではないため、指名業者選定の最終決定において第1～第3寄附を受けたひらく会の代表である市長が関与することはない。

c 第1～第3寄附によって乙株式会社が有利になったか

乙株式会社が事業団の工事のうち入札した工事は、当審査会における調査の結果、別紙入札結果一覧のとおり平成29年度から令和3年度現在(企業団からの回答によると、直近で該当する入札は令和3年11月16日)までの間で26件であるが、そのうち落札できなかった工事が21件、落札して請負工事業者となったのが5件である。

このことからすると、落札できなかつた工事の件数が落札した工事の4倍以上となっており、入札において乙株式会社が有利になったということはいえない。

また、別紙入札結果一覧の■、■、■、■、■の落札結果は、予定価格■■■■円を■■■■円（入札結果一覧■）、予定価格■■■■円を■■■■円（入札結果一覧■）、予定価格■■■■円を■■■■円（入札結果一覧■）、予定価格■■■■円を■■■■円（入札結果一覧■）と、すべて落札価格が予定価格を下回っており、落札したいずれの工事においても受注額が有利になったということもいえない。

もし乙株式会社の入札が第1～第3寄附により有利になったのであれば、入札した工事につき落札できなかつた工事の方が多数であることと整合しない。

そして落札した各工事はいずれも予定価格を落札価格が下回っていることから、第1～第3寄附によって乙株式会社の落札価格が有利になったという事情も認められない。

d 結語

以上のように、乙株式会社の資産から第1～第3寄附が支出されたと認められないこと、乙株式会社が入札を行った別紙入札結果一覧1～26はすべて指名業者選定の最終決定権者が契約審査委員会（委員長は事務所長）もしくは事務所長等（専決区分に基づく）であつて企業長である市長が規程上関与することがなく、乙株式会社の入札件数と落札結果の件数を比較すると少なくとも26件入札したうち落札できなかつた件数が21件と多数で、かつ落札した工事についても落札価格はすべて予定価格を下回っており乙株式会社が第1～第3寄附によって落札価格が有利になったという事実が認められず、工事の落札と寄附との関連性があるとまで認めることもできないことから、第1～第3寄附が実体として乙株式会社からの寄附であつたとは認められない。

ウ 結論

第1～第3寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄附」に該当するとは認められない。

また法第22条第1項との関係で条例第4条第5号前段の寄附主体を自然人と解することは困難であるが、仮に自然人を含める解釈をしたとしても、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附であるとの特段の事情もない。

よつて、第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に抵触するとはいえない。

(3) 第1寄附が別紙入札結果一覧■との関係で条例第4条第5号後段に抵触

するとの請求について

ア 条例第4条第5号後段の寄附主体

条例第4条第5号後段の寄附主体につき検討する。

法は政治活動の公明と公正を確保することを目的として、企業・団体からの寄附を政党及び政治資金団体への寄附を除き禁止しており、これは条例第4条第5号前段の規定にも合致しているところである。

条例第4条第5号後段は条例第4条第5号前段を受けて同一の号で規定されているため、条例第4条第5号後段の主体も「会社その他の団体」であると解される。

そうすると、5(2)ア(イ)で前述したように、第1寄附は乙株式会社が行った寄附であるとの証拠はないため、第1寄附が条例第4条第5号後段に抵触するとはいえない。

イ 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか

個人による寄附は政治資金規正法の規定趣旨からも保障されるべきものである一方で、条例第4条第5号後段の規定により、個人からの寄附であっても、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附については、政治倫理上の問題として、同号の政治倫理基準に抵触するおそれがあるとも考えられるため、条例第4条第5号後段の主体につき自然人も含まれるとした場合に、第1寄附が政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附(条例第4条第5号後段)に該当するかを念のため検討する。

(ア) 別紙入札結果一覧■の工事と企業長の関与の有無

企業団からあわせて提出された茨城県南水道企業団会計規程、茨城県南水道企業団管理規程及び茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程においても、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等(専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係(2)・2 次長の専決事項 工事請負関係(2)・3 課長の専決事項 工事請負関係(1))となっており、企業団からの回答のとおりであることが認められる。

企業団は、当審査会の調査に対して、企業長に指名選定の結果は報告しているものの、企業長は指名競争入札における指名業者選定に関与しておらず、また、指名業者選定の最終決定権者は契約審査委員会(委員長:企業団事務所長)又は金額による専決区分に基づいて企業団事務所長、次長及び課長であり、いずれにしても企業長ではないと回答している。

また、別紙入札結果一覧■の企業団が執行した入札は、指名競争入札により乙株式会社が落札したものであるが、予定価格が3000万円未満であることから指名業者の最終決定権は茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第31 所長の専決事項 工事請負関係(2)に記載のとおり企業長である市長ではなく所長の専決事項であるから、指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与しているとは認められない。

(イ) 乙株式会社が入札した工事の落札状況の変動の有無

上記事実に加えて、企業団が発注した工事の受注に対する乙株式会社による謝礼であると直接に判断され得る資料も、特段、調査請求人からは提出されていない。

また、もし第1寄附が別紙入札結果一覧■についての乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であったとすれば、第1寄附の後に企業団による指名競争入札の指名選定において、乙株式会社が入札した工事について乙株式会社が高い割合で落札したなどの執行状況の変動がありうるところであるが、そのような事実をうかがわせるような資料もなく、かえって5(2)イ(イ)c記載のとおり、乙株式会社が入札した26件のうち乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事のほうが4倍以上の多数であったことが認められる。

このことからすると、別紙入札結果一覧■の入札の結果、乙株式会社が企業団が発注した工事を落札したという事実を踏まえても、乙株式会社が入札した26件のうち、乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事のほうが多数であることからすると、市長が第1寄附を別紙入札結果一覧■の落札に対する乙株式会社からの謝礼として受領し、そのことで別紙入札結果一覧■以降の指名業者最終選定が左右されたという形跡がないため、企業団が乙株式会社を指名競争入札業者として選定するに当たり、企業長である市長が乙株式会社の代表取締役である寄附者甲から寄附を受けたことで、乙株式会社に便宜を図った事実や、選定に際して影響力を行使したということもできない。

ウ 結論

これらの事情を総括すると、寄附者甲からの寄附は、乙株式会社による寄附、すなわち企業からの寄附と判断することはできないことに加え、企業団の規程では別紙入札結果一覧■の指名業者最終決定権者は所長の専決事項とされていること、別紙入札結果一覧■の後の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数となっていることからすると、市長が別紙入札結果一覧■の指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与していたとは認められない。

そして乙株式会社から提出された決算報告書及び総勘定元帳からも乙株式会社の会社資産から第1寄附がされていないのが確認できること、市長が別紙入

札結果一覧■につき企業団の規程で指名業者選定の最終決定権者とされていないこと、別紙入札結果一覧■以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数であったことからすると、別紙入札結果一覧■との関係で第1寄附が乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であると認定することはできず、かつ別紙入札結果一覧1～2.6の最終業者選定に際して関与ができずかつ市長が別紙入札結果一覧1～2.6に関与をした形跡もうかがわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということとはできない。

よって、第1寄附について、別紙入札結果一覧■との関係で条例第4条第5号後段に抵触するということもできない。

以上のことから、本件調査請求において条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に抵触するとして請求されている第1～第3寄附についてはいずれも、条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に抵触するとはいえず、「4 調査結果（結論）」のとおり判断するものである。

⑥ 付言

当審査会における調査の結果は、前記の調査結果のとおりであるが、本件調査請求の調査の結果を踏まえ、当審査会として次のとおり付言する。

収支報告書の記載は正確に行う必要があり、寄附金受領の際には免許証などの公的な身分証明書等の確認を通じ記載の正確性を担保すべきで、正確な住所確認を寄附受領時に怠った点につき、当審査会はひらく会に対し強く反省を求めらるものである。

番号	開札日	工番	入札方法	予定価格	落札業者名	落札結果 (落札価格)	入札業者
1	平成29年5月31日	平成29年度 県南水新工 第5-6号	指名競争入札	34,900,000		33,200,000	
2	平成29年5月31日	平成29年度 県南水新工 第5-8号	指名競争入札	9,800,000		9,100,000	
3	平成29年9月26日	平成29年度 県南水新工 第5-11号	指名競争入札	28,900,000		27,450,000	
4	平成29年11月10日	平成29年度 県南水新工 第4-18号	指名競争入札	7,440,000		7,050,000	
5	平成29年11月10日	平成29年度 県南水新工 第4-19号	指名競争入札	7,310,000		7,000,000	
6	平成30年5月16日	平成30年度 県南水新工 第5-3号	指名競争入札	30,200,000		28,950,000	
7	平成30年5月31日	平成30年度 県南水新工 第4-9号	指名競争入札	26,600,000		25,250,000	
8	平成30年5月31日	平成30年度 県南水新工 第5-5号	指名競争入札	27,600,000		26,200,000	
9	平成30年7月4日	平成30年度 県南水新工 第4-10号	指名競争入札	36,100,000		33,280,000	
10	平成30年12月11日	平成30年度 県南水新工 第4-20号	指名競争入札	21,600,000		20,500,000	
11	平成30年12月26日	平成30年度 県南水新工 第4-18号	指名競争入札	12,400,000		11,780,000	

番号	開札日	工番	入札方法	予定価格	落札業者名	落札結果 (落札価格)	入札業者
12	平成31年3月15日	平成30年度 県南水新工 第5-21号	指名競争入札	10,200,000		9,650,000	
13	令和1年10月23日	平成31年度 県南水新工 第5-21号	指名競争入札	33,100,000	エム・ケイ・アール(株) 取手支店	30,900,000	(株)市原工業 取手支店, いなほ工業(株) 取手支店, オービー建設(株) 県南営業所, (株)中島興業, 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
14	令和2年3月4日	平成31年度 県南水新工 第5-43号	指名競争入札	16,500,000	長塚設備工業(株)	15,670,000	大野産業(株), 東信設備工業(株), 長塚設備工業(株), 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, 和友工業(株), エム・ケイ・アール(株) 取手支店
15	令和2年3月24日	平成31年度 県南水新工 第5-48号	指名競争入札	10,600,000	(株)山田組 藤代営業所	10,070,000	いなほ工業(株) 取手支店, (株)中島興業, 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
16	令和2年4月22日	令和2年度 県南水新工第 5-5号	指名競争入札	31,300,000	浜野商事(株) 取手支店	29,700,000	赤塚工業(株), いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), (株)中島興業, 浜野商事(株) 取手支店, 和友工業(株), エム・ケイ・アール(株) 取手支店
17	令和2年9月29日	令和2年度 国補県南水新工 第5-19号	指名競争入札	23,100,000	エム・ケイ・アール(株) 取手支店	21,500,000	いなほ工業(株) 取手支店, (株)中島興業, 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
18	令和3年1月12日	令和2年度 県南水新工第 6-4号	指名競争入札	28,800,000	大竹建設(株)	27,300,000	赤塚工業(株), (株)市原工業 取手支店, いなほ工業(株) 取手支店, 大竹建設(株), オービー建設(株) 県南営業所, 東信設備工業(株), 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
19	令和3年1月28日	令和2年度 県南水新工第 5-22号	指名競争入札	33,800,000	(株)山田組 藤代営業所	32,100,000	(有)葵設備, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), 東信設備工業(株), 長塚設備工業(株), 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, 和友工業(株), エム・ケイ・アール(株) 取手支店
20	令和3年1月28日	令和2年度 県南水新工第 5-40号	指名競争入札	24,100,000	(有)葵設備	22,890,000	(有)葵設備, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), 東信設備工業(株), 長塚設備工業(株), 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, 和友工業(株), エム・ケイ・アール(株) 取手支店
21	令和3年2月16日	令和2年度 県南水新工第 5-42号	指名競争入札	23,100,000	エム・ケイ・アール(株) 取手支店	21,700,000	(株)市原工業 取手支店, いなほ工業(株) 取手支店, オービー建設(株) 県南営業所, (株)中島興業, 浜野商事(株) 取手支店, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
22	令和3年8月17日	令和3年度 県南水新工第 5-24号	指名競争入札	18,100,000	(有)ヒラマツ工業	17,180,000	(有)葵設備, 大野産業(株), 長塚設備工業(株), (有)中村設備工業所, (有)ヒラマツ工業, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店

番号	開札日	工番	入札方法	予定価格	落札業者名	落札結果 (落札価格)	入札業者
23	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第 5-25号	指名競争入札	20,600,000	(株)山田組 藤代営業所	19,550,000	(有)葵設備, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), 長塚設備工業(株), (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
24	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第 5-26号	指名競争入札	9,810,000	大野産業(株)	9,320,000	(有)葵設備, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), 長塚設備工業(株), (有)中村設備工業所, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
25	令和3年9月7日	令和3年度 県南水新工第 5-27号	指名競争入札	9,610,000	(有)中村設備工業所	9,100,000	(有)葵設備, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), 長塚設備工業(株), (有)中村設備工業所, (株)山田組 藤代営業所, エム・ケイ・アール(株) 取手支店
26	令和3年11月16日	令和3年度 県南水新工第 5-33号	指名競争入札	24,700,000	(有)齊藤設備工業 取手営業所	23,460,000	(株)市原工業 取手支店, いなほ工業(株) 取手支店, 大野産業(株), (有)齊藤設備工業 取手営業所, 浜野商事(株) 取手支店, エム・ケイ・アール(株) 取手支店